

岩手県監査委員告示第15号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第43号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月4日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立胆沢病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年5月28日及び29日

イ 本監査実施日 平成27年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の執行については、予定価格の積算書を複数人で確認、検討し、適正な予定価格を積算することとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月3日及び4日

イ 本監査実施日 平成27年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>その他医業外収益の調定に当たり、債権確定後相当期間遅れて調定しているものが1件、21,600円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、同様の事例について指摘したにもかかわらず、改善が不十分であることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。</p>	<p>その他医業外収益の調定については、定期に開催する薬事委員会において、契約内容の確認と進捗管理を行った上で、調定漏れ防止の強化を図ることとした。</p> <p>なお、事後処理のフローチャートを用い、事務手続の流れを担当部門間で再確認した。</p>

3(1) 監査対象機関名 岩手県立千厩病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年5月26日

イ 本監査実施日 平成27年7月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、著しく遅れて調定しているものが1件、16,500円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	<p>行政財産使用料の徴収については、平成27年5月19日付で調定を行った。</p> <p>今後は、不動産使用料年額等一覧表に調定時期を明記す</p>

るなどの対応により、調定漏れ防止を図ることとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立二戸病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月3日及び4日

イ 本監査実施日 平成27年7月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年9月8日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
給料及び寒冷地手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給していたものが2件、154,577円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	給料及び寒冷地手当については、平成26年10月20日に返納処理を行った。 給料等の支給については、事務引継ぎの際に、事務分掌における新旧の正副担当間で、未処理事項の確認を徹底することとした。